

下呂市ふるさと寄附条例をここに公布する。

平成20年6月23日

下 呂 市 長

平成20年下呂市条例第39号

下呂市ふるさと寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、下呂市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の下呂市に対する思いを具現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この条例に基づく寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「尊い命と暮らしを守ります」あんきなふるさと応援事業
- (2) 「ありがとうみんなが幸せ」あったかふるさと応援事業
- (3) 「あふれる笑顔をいつまでも」健やかふるさと応援事業
- (4) 「未来へつなげ下呂のめぐみ」元気なふるさと応援事業
- (5) 「夢へと羽ばたけ」いきいきげろっ子応援事業
- (6) 「自然の恵みをとどけます」水のふるさと応援事業

(寄附金の管理運用)

第3条 寄附金は、前条に規定する事業に要する経費に充てるため、下呂市基金条例（平成16年条例第56号）に下呂市ふるさと応援基金を設置し管理、運用するものとする。

(使途の指定)

第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条に掲げる事業のうちから指定することができる。

- 2 市長は、寄附者が寄附金の使途を第2条に掲げる事業から指定しなかったときは、同条のいずれかの事業に充てるものとする。

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。